

条例制定自治体の諸相

条例制定の自治体タイプと適格性

三 野 靖

<要 旨>

制定されている各種条例と現実の行政運営の乖離問題を解きほぐすために、個々の条例がどの段階の自治体でどの程度制定されているかを整理し、その特徴を分析したうえで、制定自治体の適格性を導き出した。条例の性格や必要性、都道府県と市区町村の役割分担等を踏まえて制定されているものも、一定のタイプでは認められるが、必要性や内容の妥当性等について疑義のあるものもある。法律との関係では、法律に「地方公共団体」に関する規定があるものが4割弱あるが、条例の制定率は必ずしも高くなく、「法律に引っぱられて」条例が作られたとはいえない状況もみてとれる。

このような状況をみとるとき、個々の条例の必要性は、自治体への要求水準のあり方、自治体資源の限界、社会資本の劣化、住民・地域力の低下等、個々の自治体の状況と自律的判断に基づく業務のさび分けや自治体資源投入の優先順位を踏まえた「地方分権的・コンパクト行政」も視野に入れるべきではないか。

1. 本稿の目的と手法

(1) 整理分析の対象・方法

本稿は、2025年度日本地方自治学会⁽¹⁾分科会Iで与えられたテーマ「条例制定の動きと行政運営の課題」と問題意識（条例と行政運営の乖離問題）を解きほぐすために、各種条例がどの段階の自治体でどの程度制定されているか（いわば「条例市場」）を整理し、そこからみえてくる特徴があるかを分析したうえで、制定自治体の適格性を導き出せるか検討したものである。

ただ、条例の制定状況を独自に網羅的に把握する

ことは困難であることから、既存のデータをベースに全体像を把握することにする。まず、件数については、一般社団法人「地方自治研究機構」(RILG)「条例の動き」⁽²⁾に掲載されているものをベースに集計することとする。ここでは、分野（自治、人権・生活・福祉、子ども・教育・文化、環境・まちづくり、産業・地域活性化、安全・安心、その他）ごとに条例の制定状況等について調査している（文末、表1 条例制定状況）。ここに掲載されている条例の種類（例えば、自治基本条例（自治）、孤独・孤立を防ぐ条例（人権・生活・福祉）等⁽³⁾）ごとに、都道府県、市区町村（指定都市、市、区、

(1) 2025年11月15日（土）・16日（日）に長野県立大学で開催。同分科会で磯崎初仁中央大学教授、長内祐樹金沢大学教授から貴重なコメントを頂き、本稿に反映している。

(2) <https://www.rilg.or.jp/htdocs/reikilink.html>。2025年7月末現在。

(3) 同調査に掲載されている条例（168条例）でも、全体的な制定状況が把握しにくいもの（食の安全・安心条例、落書き禁止条例等）、既に一般的なもの（公文書管理条例、行政手続条例等）などは、本稿の整理分析の対象外とした（対象は128条例）。また、同調査上の分類した条例名は、本稿の整理分析上は、略称した名称としている。

町村)別の制定状況(制定自治体数)⁽⁴⁾を整理したうえで、それぞれの制定率(50%以上、25%以上(50%未満)、10%以上(25%未満))に分類して⁽⁵⁾、各条例の制定自治体のタイプ分けをする(文末、表2 条例制定割合と制定自治体タイプ)。

別途、総務省「地方自治月報」に掲載されている「義務を課し又は権利を制限する条例の制定状況」の「各団体が独自に制定している条例に関する調」及び「議員提案による条例(議会・議員に関するものを除く)に関する調」をもとに、どのような条例が個別に制定されているか、権利義務条例と議員提案条例の制定状況についても概観しておくこととする(1-(2)-②)。

(2) 整理分析の概要

① 制定自治体タイプの概要

まず、都道府県が比較的制定しているか否かで分類する。「都道府県あり」タイプ(概ね20%以上)、「都道府県なし」タイプ(概ね20%未満10%以上)。次に、市区町村(指定都市、市、区、町村)の制定状況を「大都市(指定都市)」、「都市(指定都市・区)(指定都市・区・市)」、「市区町村(指定都市・区・市・町村)における上記制定率を踏まえて分類する(概ね20%以上が「あり」タイプ、概ね20%未満が「なし」タイプとする。)⁽⁶⁾。

都道府県と市区町村での制定状況の分類を踏まえて、「都道府県あり」タイプ、「都道府県なし」タイプのそれぞれを「市区町村なし」タイプ、「大都市あり」タイプ、「都市あり」タイプ、「市区町村あり」タイプに分類する(表3)⁽⁷⁾。

「都道府県あり」タイプで「市区町村なし」タイプとしては、「孤独・孤立防止条例」⁽⁸⁾11都道府県23.4%、2指定都市10.0%、18市2.3%、4区

17.4%、4町村0.4%、28市区町村1.6%)が該当する。同じく、「大都市あり」タイプとしては、「障害者差別解消条例」(42都道府県89.4%、8指定都市40.0%、60市7.8%、2区8.7%、34町村3.7%、104市区町村6.0%)が該当する。「都市あり(指定都市・区)タイプとしては、「公契約条例」(10都道府県21.3%、3指定都市15.0%、57市7.4%、15区65.2%、5町村0.5%、80市区町村4.6%)が該当する。「都市あり(指定都市・区・市)タイプとしては、「歯科保健条例」(45都道府県95.7%、171市(指定都市含む)21.6%、4区17.4%、67町村7.2%、242市区町村13.9%)が該当する。「市区町村あり」タイプとしては、「電子自治体・自治体DX条例」(47都道府県100%、18指定都市90.0%、532市68.9%、21区91.3%、390町村42.1%、961市区町村55.2%)が該当する。

「都道府県なし」タイプで「市区町村なし」タイプとしては、「財政運営・健全化条例」(5都道府県10.6%、1指定都市5.0%、25市3.2%、2区8.7%、7町村0.8%、35市区町村2.0%)が該当する。「大都市あり」タイプとしては、「動物園条例」(1県2.1%、5指定都市25.0%、20市2.6%、25市区町村1.4%)が該当する。「都市あり」タイプとしては、「ごみ屋敷条例」(7指定都市35.0%、14市1.8%、8区34.8%、2町村0.2%、31市区町村1.8%)が該当する。「市区町村あり」タイプとしては、「自治基本条例」(3都道府県6.4%、406市区町村(内訳不明)23.3%)が該当する。

以上の分類上の特徴の有無については、「2. 制定自治体タイプごとの要因分析」を参照(表3の網掛け部分のタイプは、何らかの特徴が見受けられる分類である(後述)。)。

(4) なお、RILGのデータでは、市区町村の細かな区分まで整理されていない条例もあり、その場合は、本稿では「指定都市・市」、「市区」、「市区町村」(指定都市含むor含まない場合)で整理しているものもある。
(5) いずれの自治体区分でも制定率が10%未満の場合は、別紙整理表(表2)から除いている(128条例中46条例、表6参照)。例えば、「多選禁止・自粛条例」、「ひきこもり支援条例」、「不登校対策条例」、「SDGs条例」等。
(6) 個別に、「市(区)町村」、「市」に分類されるものもある。
(7) 調査対象128条例のうち、82条例が分析対象となった。
(8) ()は、制定自治体数・自治体区分・制定率である。

表3 制定自治体タイプ別条例

市区町村 都道府県	市区町村なし	指定都市	区	市	町村	市区町村
都道府県 あり	孤独・孤立防止条例 新型コロナウイルス条例 受動喫煙防止条例 家庭教育支援条例 青少年健全育成条例 スポーツ振興条例 星空保全・光害防止条例 水源地保全条例 自動車ヤード・スクラップヤード・資材置場条例 金属取扱業規制条例 希少野生生物保護条例 外来種対策条例 里山保全条例 観光振興条例 地産地消・食のまちづくり条例 農作物種子条例 県産木材利用促進条例 森林づくり条例 特殊詐欺条例 盗撮行為条例 自転車安全利用促進条例 飲酒運転根絶条例 水上オートバイ航行規制条例 登山安全・遭難防止・スキー場安全条例 地震・震災対策条例	(大都市) 障害者差別解消条例 がん対策条例 児童虐待条例 文化政策条例		(市) 太陽光発電設備規制条例		(市区町村) 議会基本条例 政治倫理条例 電子自治体・自治体DX条例 手話言語条例 犯罪被害者支援条例 暴力団排除条例 地下水保全条例 土砂埋立て(盛土)規制条例
		(都市) 公契約条例 性の多様性条例 バリアフリー・ユニバーサルデザイン条例 脱炭素社会・地球温暖化対策条例 民泊(住宅宿泊事業)条例 公衆浴場混浴年齢条例				
都道府県 なし	(常設型単独)住民投票条例 財政運営・健全化条例 ヘイトスピーチ条例 外国人条例 誹謗中傷条例 認知症施策条例 ケアラー支援条例 いじめ防止条例 学力向上・教育情報化・教育環境条例 読書条例 再生可能エネルギー利用促進条例 太陽光発電設備建物設置義務条例 プラスチック資源循環条例 地域公共交通条例 生物多様性条例 鳥獣被害防止対策条例 ペット霊園規制条例 水産振興条例 性犯罪・性暴力対策・子どもを犯罪から守る条例 防犯カメラ条例 ドローン規制条例 歩きスマホ防止条例 エスカレーター安全利用条例 被災者・被災地支援・相互支援条例	(大都市) 動物園条例 歴史的建築物保存活用条例 地域の特色や資源を活かす条例 平和条例 マナー条例				(市区町村) 自治基本条例
		(都市) 自治会加入条例 子ども権利条例 ごみ屋敷条例 マンション管理立地規制条例 猫・動物餌やり禁止条例 客引き行為規制条例				

出典：筆者作成

② 権利義務条例、議員提案条例の制定状況

自治体が制定している条例は、数多くあろうが、総務省の調査によると、「義務を課し又は権利を制限する条例の制定状況」（過去11年度）は、表4のとおりである⁽⁹⁾。

同調査⁽¹⁰⁾に掲載されている具体的な条例としては、宮城県「太陽光発電施設の設置等に関する条例」、新潟県「盛土等の規制に関する条例」、三重県「盗難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例」、栃木県「水源地域保全条例」及び福岡県「希少野生動植物種の保護に関する条例」並びに川口市「資材置場の設置等の規制に関する条例」、小田原市「歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」、札幌市「客引き行為等の防止に関する条例」、大田区「ハト・カラスへの給餌による被害防止条例」及び明石市「水上オートバイ等の安全な利用の促進に関する条例」等があげられている。

また、同調査による「議員提案による条例（議会・議員に関するものを除く）に関する調」（過去11年度）は、表5のとおりである⁽¹¹⁾。

同調査⁽¹²⁾に掲載されている具体的な条例としては、長野県「県民の希望をかなえる少子化対策の推進に関する条例」、滋賀県「ビワイチ推進条例」、大阪府「いのち輝く人生のため「人生会議」を推進する条例」、岡山県「家庭教育応援条例」、福岡県「環境と人と動物のより良い関係づくり等福岡県におけるワンヘルスの実践促進に関する条例」及び沖縄県「新型コロナウイルス感染症の影響を受けている観光産業の再興に関する条例」等があげられている。なお、同調査においては、議員提案条例と権利義務条例との重複はなく、議員提案条例は、権利義務条例に至らないもの（宣言条例、努力義務条例等）に留まっているといえよう。

表4 義務を課し又は権利を制限する条例の制定状況（過去11年度）

年度	2021～2022	2018～2020	2016～2017	2014～2015	2012～2013	平均/年度
都道府県	30	71	32	49	40	20.2
市区町村	47	174	127	115	150	55.7

出典：『地方自治月報』第57号～61号より筆者作成

表5 議員提案による条例（議会・議員に関するものを除く）の制定状況（過去11年度）

年度	2021～2022	2018～2020	2016～2017	2014～2015	2012～2013	平均/年度
都道府県	84	121	72	77	88	40.2
市区町村	177	570	260	294	376	152.5

出典：『地方自治月報』第57号～61号より筆者作成

(9) 「各団体が独自に制定している条例に関する調」（地方自治月報第61号（令和3年4月1日～令和5年3月31日）、第60号（平成30年4月1日～令和3年3月31日）、第59号（平成28年4月1日～平成30年3月31日）、第58号（平成26年4月1日～平成28年3月31日）、第57号（平成24年4月1日～平成26年3月31日））。

(10) 同第61号。なお、条例名に「〇〇県」等の自治体名が記載されているものもあるが、ここでは省略する。

(11) 同第61号、第60号、第59号、第58号、第57号。

(12) 同第61号。

2. 制定自治体タイプごとの要因分析

(1) 都道府県ありタイプ

① 市区町村なしタイプ

このタイプに分類される条例は多く（25条例）、「環境・まちづくり」（7条例）、「安全・安心」（7条例）などである。個々の条例を概観してみると、いくつか特徴がある。

一つは、当然のことではあるが、都道府県以外の制定自治体が少ない又ははないもの（家庭教育支援条例、青少年健全育成条例、水源地保全条例、金属取扱業規制条例（0）、観光振興条例、地産地消・食のまちづくり条例、農作物種子条例（0）、県産木材利用促進条例、森林づくり条例、特殊詐欺条例、盗撮行為条例（0）、飲酒運転根絶条例、水上オートバイ航行規制条例、登山安全・遭難防止・スキー場安全条例、14条例）が多い。

二つは、指定都市でも一定数、制定されているもの（孤独・孤立防止条例、新型コロナウイルス条例、受動喫煙防止条例、星空保全・光害防止条例、自動車ヤード・スクラップヤード・資材置場条例、希少野生生物保護条例、外来種対策条例、里山保全条例、8条例）も多い。

三つは、公安委員会（都道府県警察）の管轄又は関係しているもの（金属取扱業規制条例、特殊詐欺条例、盗撮行為条例、自転車安全利用促進条例、飲酒運転根絶条例、5条例）もある。

これらから、一般の市町村では所掌することが困難な事務（都道府県全体に渡る広域的事務、専門的事務、公安事務等）については、都道府県条例が優先的に制定されているといえる。

② 大都市ありタイプ

このタイプに分類される4条例の統一的な特徴を見出すことは難しいが、あえていうと小規模市町村では担うのが困難な事務であるが、空白地帯を設けることが適切でない行政課題であり、都道府県が補

完的に担うもの（障害者差別解消条例、児童虐待条例、文化政策条例）⁽¹³⁾、都道府県・指定都市の法定事務・権限に関するもの（がん対策条例、児童虐待条例）といえよう。

③ 都市ありタイプ

このタイプ（8条例）は、分類上は、「指定都市・区」（6条例）、「指定都市・区・市」（2条例）に分かれる（割合は少ないものの前者は一定数「市」も制定している。）が、指定都市と区の都市部を中心とした自治体で制定されている区分といえよう。特徴的なのは、その性格であり、公契約、性の多様性、バリアフリー・ユニバーサルデザイン、脱炭素社会・地球温暖化対策、民泊といった政策は、ある意味先進的な政策であると同時に、特に都市部の自治体で課題となる分野といってもいいであろう⁽¹⁴⁾。なお、公衆浴場混浴年齢条例は、法定事務・権限（都道府県・指定都市・区の保健所設置自治体）に関するものである。

④ 市区町村ありタイプ

このタイプ（8条例）は、都道府県及び市区町村間わず制定されている条例であり、いうまでもなく何らかの必要性や喫緊の社会的課題として認識されるに至った政策テーマといえよう。また、関係当局や団体からの働きかけや一種のムーブメントが要因となっているものもあろう。

(2) 都道府県なしタイプ

① 市区町村なしタイプ

このタイプに分類される条例は多く（24条例）、「環境・まちづくり」（7条例）が最も多く、次いで「安全・安心」（6条例）である。このタイプは、都道府県又は市区町村において、制定自治体が1割程度あるものの2割には満たない分類である。その意味では、「いまいち広がり欠ける」条例であり、そのことから当然のことではあるが、さまざまな理由（意見の分かれる、専門性を要する、対象者が限定的、他機関との調整等）により取組みが難しいテーマであり、自治体としては、ある意味「取っ付

(13) いずれも全く一般の市町村や区で制定されていないわけではなく、特に障害者差別解消条例は、60市・2区・34町村で制定されている。

(14) いずれも町村での制定数が少ない又ははない状況である。

きにくい性格」のものが多いいえよう。

② 大都市ありタイプ

「都道府県あり・大都市あり」タイプ同様、条例の統一的な特徴を見出すことは難しい。

③ 都市ありタイプ

このタイプに分類される条例は、都市部ならではの課題（自治会加入、子どもの権利保障、ごみ屋敷、マンション問題、猫問題⁽¹⁵⁾及び客引き行為）に関するものといえよう。

④ 市区町村ありタイプ

このタイプに分類される自治基本条例は、自治体の自治（まちづくり）の方針と基本的なルールを定

める条例であり、汎用性があるもので、自治体の区分を問わず制定され、必要性のあるものである。ただ、2017年度以降は、制定自治体数が鈍化している。

(3) 都道府県なし・市区町村なしタイプ (10%未満)

都道府県及び市区町村のいずれの区分でも、制定自治体数が10%未満の46条例（調査分析対象128条例の35.9%）は、表6のとおりである。特徴的なのは、ここに分類された多くの条例が、極めて現代的な社会課題、時の状況に左右される課題、政治的課題、実効性確保が難しい課題である。

表6 制定自治体数10%未満の条例（分野別）

<p>(自治) 10 多選禁止・自粛条例 公明・適正な選挙確保条例 市長選挙公開討論会条例 長・議員ハラスメント条例 カスタマーハラスメント条例 シティプロモーション条例 シビックプライド条例 移住促進条例 公共施設マネジメント条例 市民評価特別職給与反映条例</p>	<p>(人権・生活・福祉) 10 ひきこもり支援条例 成年後見制度条例 人生会議条例 終活支援条例 遺留金取扱条例 更生支援条例 就労困難者就労支援条例 養育費条例 エシカル消費条例 食育・朝ごはん条例</p>	<p>(子ども・教育・文化) 4 不登校対策条例 若者条例 ほめる条例 ゲーム依存症条例</p>
<p>(環境・まちづくり) 10 SDGs 条例 再生可能エネルギー発電設備法定外税条例 レジ袋条例 食品ロス条例 水道水源保護条例 散骨規制条例 無電柱化推進条例 歩くまちづくり条例 放射性廃棄物条例 鳥インフルエンザ発生予防・まん延防止条例</p>	<p>(産業・地域活性化) 4 オーバーツーリズム対策条例 物流基盤強化条例 和牛遺伝資源保護条例 知的財産・地域ブランド育成保護条例</p>	<p>(安全・安心) 3 貧困ビジネス規制条例 ギャンブル等依存症対策条例 山林火災予防条例</p>
<p>(その他) 5 拉致問題条例 地下鉄サリン事件条例 雪と冬の条例 ハロウィーン条例 笑いの条例</p>		

出典：筆者作成

(15) 離島や沖縄北部の市町村においては、飼い猫や野良猫などから当該地域に生息する希少野生生物の被害を防止することを主たる目的として、猫に関する条例が制定されている。

3. 条例と制定自治体の適格性

(1) 関係法律の規定と条例制定

本稿での調査分析手法は、制定自治体の類型化であるが、法律との関係についてもみておく。調査分析対象128条例のうち関係する法律があるものが65条例（50.8%）あり、法律に「地方公共団体」に関する規定があるものが48条例（37.5%）ある。「地方公共団体」規定がある法律に関する条例のうち都道府県の制定率は29.3%、市区町村は5.6%である（詳細は、文末掲載の表7参照）。

都道府県で多いのは、「電子自治体・自治体DX条例」（100%）、「バリアフリー・ユニバーサルデザイン条例」（100%）、「犯罪被害者支援条例」（100%）、「公衆浴場混浴年齢条例」（100%）、「歯科保健条例」（95.7%）、「障害者差別解消条例」（89.4%）、「文化政策条例」（80.9%）である。市区町村で比較的多いのは、「電子自治体・自治体DX条例」（55.2%）、「犯罪被害者支援条例」（49.6%）、「政治倫理条例」（40.8%）である。これらの条例は、行政実務上必須なもの、制定して当然とされるようなもの等であろう。その意味では、少なくとも本稿の調査分析上は、法律が条例制定等の自治体の対応を求めている政策であったとしても、

必ずしも「法律に引っぱられて」条例が作られたとはいえない状況もみてとれる。特に、市区町村の制定率が軒並み低い点は、母数となる自治体数が多いことが大きな要因だとしても注目すべきである。

(2) 条例の性格・必要性と制定自治体

前述のタイプごとの要因分析で述べたように、この分類により条例の性格が比較的にみえてくるものとしては（表3、表8）、「都道府県あり・大都市あり」（4条例）、「都道府県あり・都市あり」（8条例）、「都道府県なし・都市あり」（6条例）の各タイプであろう。また、「都道府県あり・市区町村なし」（25条例）タイプに分類される条例は、前述のとおり一般の市町村や区では所掌することが困難な事務等（当該都道府県全体に渡る広域的事務、専門的事務、公安事務等）に関しては、都道府県条例が優先的に制定されているといえる。よって、これらに分類される条例に関しては、条例の性格や都道府県と市区町村の役割分担を踏まえて、制定されているといえよう。

「都道府県あり・市区町村あり」タイプ（8条例）（表3）は、都道府県及び市区町村問わず制定されている条例であり、何らかの必要性や喫緊の社会的課題として認識されうるに至ったテーマである。

表8 制定自治体タイプ別条例の性格

	大都市あり		都市あり	
	条例	性格	条例	性格
都道府県あり	障害者差別解消条例 がん対策条例 児童虐待条例 文化政策条例	小規模自治体では困難な事務（都道府県が補完） 空白地帯を設けることが適切でない行政課題（都道府県が補完）	公契約条例 性の多様性条例 バリアフリー・ユニバーサルデザイン条例 脱炭素社会・地球温暖化対策条例 民泊（住宅宿泊事業）条例 （公衆浴場混浴年齢条例）	先進的な政策 都市部の課題 （保健所権限）
都道府県なし			自治会加入条例 子ども権利条例 ごみ屋敷条例 マンション管理立地規制条例 猫・動物餌やり禁止条例 客引き行為規制条例	都市部の課題

出典：筆者作成

(3) まとめ

「都道府県あり・大都市あり」（4条例）、「都道府県あり・都市あり」（8条例）、「都道府県なし・都市あり」（6条例）の各タイプは、都市部での政策課題となるものが分類されており、また、「都道府県あり・市区町村なし」（25条例）タイプに分類される条例は、一般の市町村や区では所掌することが困難な事務等に関して、都道府県条例が優先的に制定されているといえる。「都道府県あり・市区町村あり」（8条例）タイプは、都道府県及び市区町村問わず必要性や喫緊の社会的課題として認識されうるに至った政策テーマといえよう。よって、これらに分類される51条例に関しては、条例の性格や必要性、都道府県と市区町村の役割分担等を踏まえて、制定されているといえよう。調査分析対象128条例の39.8%、分析対象82条例の62.2%を占めている。

一方、「都道府県なし・市区町村なし」タイプ（制定率概ね20%未満10%以上、24条例、調査分析対象128条例の18.8%）（制定率10%未満、46条例、調査分析対象128条例の35.9%）に分類された条例をどう評価すべきか。総体的には、さまざまな理由により取組みが難しい課題等といえども、個々には条例制定の有無も含めて、必要性や内容の妥当性等について、首を傾げざるを得ないものもある。特に、条例で定めるべきことか疑義のあるもの（多選禁止・自粛条例、食育・朝ごはん条例、ほめる条例、ゲーム依存症条例等）は、その改廃を検討すべきであろう。

以上、条例と行政運営の乖離問題を解きほぐすために、各種条例がどの段階の自治体でどの程度制定されているか整理し、何らかの特徴があるかを分析したうえで、制定自治体の適格性を導き出せるか検討してきた。条例の性格や必要性、都道府県と市区町村の役割分担等を踏まえて制定されているものも、

一定のタイプでは認められるが、必要性や内容の妥当性等について疑義のあるものもある。

法律との関係では、調査分析対象とした128条例のうち関係する法律があるものが半数以上あり、法律に「地方公共団体」に関する規定があるものが4割弱あるが、条例の制定率は必ずしも高くない（特に市区町村）。「法律に引っぱられて」条例が作られたとはいえない状況もみてとれる。

議員提案条例の制定状況に関しては、権利義務条例に至らないものが多いとしても、自治体が条例という法規をもって介入することに疑義のあるものも少なくない。条例自体は、権利義務条例に至らないものに留まっているとしても、特に議員提案ゆえに、自治体の責務、組織体制の整備、広報・啓発、財政上の措置等の規定が効いてくることがある。運用上、要注意である。

地方分権改革により、機関委任事務の廃止等による条例制定権の拡充、議会機能の重要性、政策法務概念・実務の重視等、条例制定を巡る環境は大きく変化したが、どのような条例であっても一旦制定されると、一定の施策が推し進められ、または独り歩きしたり、一方で形骸化したりする（そんな条例あったのか？）ことがあり、地方分権改革から四半世紀がたった今日、一旦立ち止まって、制定後の実施・運用状況について、サーベイするときがきているのではないかと⁽¹⁶⁾。

(4) 残された課題

本稿は、個々の条例の実際の運用状況まで調査したものではなく、あくまでも制定自治体の類型化による形式的分析に過ぎず、結果論的に類型化を一定程度まとめたに過ぎない。ただ、数多くある条例を個々に運用状況まで把握し調査することは困難であり、条例制定状況の全体像「条例市場」をつかむ手法としては、一定意味があるのではないかと。個々の

(16) 神奈川県は、条例のうち、県民の権利を制限し又は義務を課す規定、特定の県民に直接に利益を付与する規定、県民生活に関連する政策の方向付けをする規定のいずれかを含む条例で特に必要があるものについて、条例の見直しを定期的に行うことを義務付ける「見直し規定」を条例に設け、一定期間ごとに、必要性、有効性、効率性、基本方針適合性、適法性の視点から見直し、結果を公表している。磯崎初仁『自治体政策法務講義』（第一法律、2012年）277頁は、「条例評価」の仕組みの導入を指摘している。同『地方分権と条例 — 開発規制からコロナ対策まで』（第一法規、2023年）「第8章 自治立法の意義と政策法務の課題 — 現代的法治主義は可能か」では、「条例のインフレーション」、「アクセサリ条例」に触れている。

条例がどのタイプに属しているかを整理することによって、何らかの共通要因の端緒くらいは導き出せたのではないか。

本稿により、一定の制定自治体タイプでは、当該タイプと制定条例の適格性は認められるが、その場合、「都道府県あり」タイプは、いずれの市区町村のタイプでも制定の適格性は認められ、その意味では、「都道府県あり」タイプが有意な適格性を有しているともいえる。ただ、このことは、基礎自治体・市町村優先の原則（自治法2条3項）との関係をどうみるかという問題に当たる。本調査の結果は、実際の制定状況をベースにしたものであり、その意味では都道府県と市町村の関係のあり方についての規範的視点とは異なり、現実の自治体行政の姿の一面、特に地方の中小規模の市町村では限界状況にあり、「都道府県がやってくれるなら安心・お任せ」感を現したものと見えるのではないか。

一方、「都道府県なし」タイプでは、「都市あり」タイプ以外は、必ずしも適格性が認められないという結果になった（特に、「市区町村なし」タイプの24条例）。いずれの自治体区分でも制定率が10%未満の「都道府県なし・市区町村なし」（46条例）と合わせて54.7%（128条例中70条例）を占める。これらは、さまざまな理由により取組みが難しいテーマや専門性を必要とするテーマであり、ある意味「取っ付きにくい性格」の課題、極めて現代的な社会課題、時の状況により左右される課題、政治的課題、実効性確保が難しい課題等である。

では、このような課題に対して、自治体は条例でもって対応すべきなのか、それとも慎重であるべきなのか。もし、対応する場合、適格な自治体のタ

イプはいかなる団体か。それとも、さまざまな行政課題は、個々、地域ごとに起きているのであり、必要とされる状況に応じて、条例制定という政策実施手法が執られるのであれば良いのか。

前述した「条例で介入することに疑義のあるもの」として、筆者が想定している分野としては、地方自治制度の基本原則である「補完性の原則」の観点から、少子化、生き死に、家庭等、親密圏に関わる分野の条例化に関するものがあげられる。ただ、住民や社会の側も行政が積極的に関与をすべき又は関与を望む現状もあり、また関与を「否定できない」「断れない」社会情勢等があるのも現実である。例えば、ゲーム依存症条例、家庭教育支援条例、犯罪被害者支援条例等。地域社会・家庭・個人等の自治力の低下、権力への依存の増長、行政が介入することの当然視等が懸念されるが、それ以前に、具体的政策として行政（自治体）の適切な関与が難しい、またはできないのではないか。前掲の条例に関していえば、時間制限、内容制限、家庭力向上、金銭的支援等の手段が盛り込まれることもありうるが、自治体としての業務適格性、税の使い方等の観点から慎重な検討が必要であろう。

以上、本稿での分析で明らかになった条例の制定状況をみたと、条例の必要性について、自治体への要求水準のあり方、自治体資源の限界、社会資本の劣化、住民・地域力の低下等、個々の自治体の状況と自律的判断に基づく「本来的自治体業務」と「非本来的自治体業務」のさび分け⁽¹⁷⁾や自治体資源投入の優先順位を踏まえた「地方分権的・コンパクト行政」も視野に入れるときがきているのではないか。

(17) 自治体としての存在意義に関わる住民生活に必須な事務と必ずしもそうでない事務との区分を想定している。

表1 条例制定状況

自治(18)

単位：団体、%

条例	自治体		市区町村					合計				
	都道府県		指定都市	市	区	町村	計					
自治基本条例	3	6.4	406					406	23.3	409		
議会基本条例	32	68.1	995					995	57.2	1,027		
(常設型単独)住民投票条例			2	10.0	52	6.7		21	2.3	75	4.3	75
政治倫理条例	11	23.4	5	25.0	431 (54.2)			274	29.6	710	40.8	721
多選禁止・自粛条例	2	4.3	1	5.0	4	0.5		1	0.1	6	0.3	8
公明・適正な選挙確保条例	1	2.1										1
市長選挙公開討論会条例					1	0.1				1	0.1	1
長・議員ハラスメント条例	3	6.4	1	5.0	54	7.0	1	50	5.4	106	6.1	109
カスタマーハラスメント条例	3	6.4			3	0.4		3	0.3	6	0.3	9
電子自治体・自治体DX条例	47	100.0	18	90.0	532	68.9	21	390	42.1	961	55.2	1,008
シティプロモーション条例					2	0.3				2	0.1	2
シビックプライド条例			1	5.0	2	0.3				3	0.2	3
自治会加入条例			7	35.0	28	3.6	4	7	0.8	46	2.6	46
移住促進条例	1	2.1			6	0.8	1	14	1.5	21	1.2	22
公契約条例	10	21.3	3	15.0	57	7.4	15	5	0.5	80	4.6	90
財政運営・健全化条例	5	10.6	1	5.0	25	3.2	2	7	0.8	35	2.0	40
公共施設マネジメント条例					6	0.8				6	0.3	6
市民評価特別職給与反映条例					2	0.3				2	0.1	2

人権・生活・福祉(24)

条例	自治体		市区町村					合計				
	都道府県		指定都市	市	区	町村	計					
孤独・孤立防止条例	11	23.4	2	10.0	18	2.3	4	4	0.4	28	1.6	39
性の多様性条例	9	19.1	4	20.0	58	7.5	13	14	1.5	89	5.1	98
ヘイトスピーチ条例	4	8.5	3	15.0	1	0.1	1	1	0.1	6	0.3	10
外国人条例	3	6.4	2	10.0	2	0.3	2	1	0.1	7	0.4	10
障害者差別解消条例	42	89.4	8	40.0	60	7.8	2	34	3.7	104	6.0	146
誹謗中傷条例	6	12.8	1	5.0	11	1.4	1	1	0.1	14	0.8	20
バリアフリー・ユニバーサルデザイン条例	47	100.0	7	35.0	22	2.8	5			34	2.0	81
新型コロナウイルス条例	16	34.0	2	10.0	39	5.1		16	1.7	57	3.3	73
がん対策条例	42	89.4	8	40.0	25	3.2	2	3	0.3	38	2.2	80
歯科保健条例	45	95.7	171 (21.6)				4	67	7.2	242	13.9	287
認知症施策条例	1	2.1	2	10.0	20	2.6	1	3	0.3	26	1.5	27
受動喫煙防止条例	14	29.8	2	10.0	46	6.0	1	5	0.5	54	3.1	68
手話言語条例	40	85.1	384 (48.5)				21	146	15.8	551	31.6	591
ケアラー支援条例	8	17.0	2	10.0	17	2.2		6	0.6	25	1.4	33
ひきこもり支援条例	2	4.3			4	0.5	1			5	0.3	7
成年後見制度条例					9	1.2	2	6	0.6	17	1.0	17
人生会議条例	3	6.4										3
終活支援条例			1	5.0	1	0.1				2	0.1	2
遺留金取扱条例			1	5.0						1	0.1	1
更生支援条例	1	2.1			3	0.4				3	0.2	4
就労困難者就労支援条例	3	6.4			1	0.1				1	0.1	4
養育費条例					1	0.1				1	0.1	1
エシカル消費条例	4	8.5			1	0.1	1			2	0.1	6
食育・朝ごはん条例	4	8.5	1	5.0	4	0.5		9	1.0	14	0.8	18

子ども・教育・文化 (15)

自治体 条例	都道府県	市区町村					合計
		指定都市	市	区	町村	計	
子ども・子育て支援条例	30 : 63.8	12 : 60.0	150 : 19.4	6	28 : 3.0	196 : 11.3	226
子ども権利条例	4 : 8.5	7 : 35.0	48 : 6.2	7	15 : 1.6	77 : 4.4	81
児童虐待条例	16 : 34.0	9 : 45.0	24 : 3.1		3 : 0.3	36 : 2.1	52
いじめ防止条例	5 : 10.6		29 : 3.8	4	30 : 3.2	63 : 3.6	68
不登校対策条例	1 : 2.1		0.0				1
学力向上・教育情報化・教育環境条例			6 : 0.8	3		9 : 0.5	9
家庭教育支援条例	10 : 21.3		6 : 0.8			6 : 0.3	16
青少年健全育成条例	46 : 97.9	1 : 5.0	29 : 3.8		29 : 3.1	59 : 3.4	105
若者条例	2 : 4.3	1 : 5.0	8 : 1.0		4 : 0.4	13 : 0.7	15
読書条例	3 : 6.4	2 : 10.0	6 : 0.8	2	6 : 0.6	16 : 0.9	19
文化政策条例	38 : 80.9	9 : 45.0	142 (8.3)			151 : 8.7	189
スポーツ振興条例	21 : 44.7	1 : 5.0	28 : 3.6	3	15 : 1.6	47 : 2.7	68
ほめる条例		1 : 5.0	9 : 1.2		6 : 0.6	16 : 0.9	16
ゲーム依存症条例	1 : 2.1						1
動物園条例	1 : 2.1	5 : 25.0	20 : 2.6			25 : 1.4	26

環境・まちづくり (33)

自治体 条例	都道府県	市区町村					合計
		指定都市	市	区	町村	計	
SDGs 条例			6 : 0.8		2 : 0.2	8 : 0.5	8
脱炭素社会・地球温暖化対策条例	24 : 51.1	7 : 35.0	14 : 1.8	4	6 : 0.6	31 : 1.8	55
太陽光発電設備規制条例	9 : 19.1	3 : 15.0	159 : 20.6		142 : 15.3	304 : 17.5	313
再生可能エネルギー利用促進条例	8 : 17.0	1 : 5.0	20 : 2.6		14 : 1.5	35 : 2.0	43
太陽光発電設備建物設置義務条例	3 : 6.4	2 : 10.0			1 : 0.1	3 : 0.2	6
再生可能エネルギー発電設備法定外税条例	2 : 4.3		1 : 0.1			1 : 0.1	3
プラスチック資源循環条例	5 : 10.6		3 : 0.4			3 : 0.2	8
レジ袋条例		1 : 5.0	4 : 0.5	1	1 : 0.1	7 : 0.4	7
食品ロス条例	3 : 6.4	1 : 5.0	5 : 0.6		2 : 0.2	8 : 0.5	11
星空保全・光害防止条例	11 : 23.4	2 : 10.0	10 : 1.3		5 : 0.5	17 : 1.0	28
水源地保全条例	20 : 42.6		2 : 0.3		1 : 0.1	3 : 0.2	23
水道水源保護条例	3 : 6.4		15 : 1.9		9 : 1.0	24 : 1.4	27
地下水保全条例	47 : 100.0		632			632 : 36.3	679
散骨規制条例			9 : 1.2		6 : 0.6	15 : 0.9	15
自動車ヤード・スクラップヤード・資材置場条例	12 : 25.5	2 : 10.0	12 : 1.6		2 : 0.2	16 : 0.9	28
金属取扱業規制条例	17 : 36.2						17
無電柱化推進条例	1 : 2.1		3 : 0.4		1 : 0.1	4 : 0.2	5
歴史的建築物保存活用条例	1 : 2.1	5 : 25.0	18 : 2.3		3 : 0.3	26 : 1.5	27
土砂埋立て（盛土）規制条例	30 : 63.8		378			378 : 21.7	408
地域公共交通条例	1 : 2.1	3 : 15.0	9 : 1.2	1	1 : 0.1	14 : 0.8	15
歩くまちづくり条例		1 : 5.0	5 : 0.6			6 : 0.3	6
ごみ屋敷条例		7 : 35.0	14 : 1.8	8	2 : 0.2	31 : 1.8	31
マンション管理立地規制条例	1 : 2.1	5 : 25.0	5 : 0.6	5		15 : 0.9	16
民泊（住宅宿泊事業）条例	19 : 40.4	20 : 100.0	67 : 8.7	19		106 : 6.1	125
放射性廃棄物条例	1 : 2.1		7 : 0.9		31 : 3.3	38 : 2.2	39
希少野生生物保護条例	36 : 76.6	2 : 10.0	13 : 1.7		20 : 2.2	35 : 2.0	71
外来種対策条例	26 : 55.3	3 : 15.0	13 : 1.7		7 : 0.8	23 : 1.3	49
生物多様性条例	2 : 4.3	3 : 15.0	2 : 0.3		2 : 0.2	7 : 0.4	9
猫・動物餌やり禁止条例	3 : 6.4	4 : 20.0	17 : 2.2	4	26 : 2.8	51 : 2.9	54
鳥獣被害防止対策条例	6 : 12.8	1 : 5.0	3 : 0.4		2 : 0.2	6 : 0.3	12
ペット霊園規制条例			92 : 11.9	1	27 : 2.9	120 : 6.9	120
里山保全条例	10 : 21.3	2 : 10.0	12 : 1.6		4 : 0.4	18 : 1.0	28
鳥インフルエンザ発生予防・まん延防止条例	1 : 2.1						1

産業・地域活性化 (11)

自治体 条例	都道府県	市区町村					合計
		指定都市	市	区	町村	計	
観光振興条例	34 : 72.3	1 : 5.0	18 : 2.3	1	18 : 1.9	38 : 2.2	72
オーバーツーリズム対策条例	2 : 4.3				3 : 0.3	3 : 0.2	5
物流基盤強化条例	1 : 2.1						1
地域の特色や資源を活かす条例	7 : 14.9	4 : 20.0	53 : 6.9		15 : 1.6	72 : 4.1	79
地産地消・食のまちづくり条例	15 : 31.9	1 : 5.0	50 : 6.5		23 : 2.5	74 : 4.3	89
農作物種子条例	34 : 72.3						34
和牛遺伝資源保護条例	1 : 2.1						1
県産木材利用促進条例	25 : 53.2		3 : 0.4		5 : 0.5	8 : 0.5	33
森林づくり条例	16 : 34.0		14 : 1.8		18 : 1.9	32 : 1.8	48
水産振興条例	6 : 12.8		2 : 0.3		1 : 0.1	3 : 0.2	9
知的財産・地域ブランド育成保護条例	3 : 6.4						3

安全・安心 (20)

自治体 条例	都道府県	市区町村					合計
		指定都市	市	区	町村	計	
特殊詐欺条例	10 : 21.3		5 : 0.6			5 : 0.3	15
盗撮行為条例	47 : 100.0						47
客引き行為規制条例	1 : 2.1	13 : 65.0	23 : 3.0	13		49 : 2.8	50
犯罪被害者支援条例	47 : 100.0	16 : 80.0	847 (49.2)			863 : 49.6	910
性犯罪・性暴力対策・子どもを犯罪から守る条例	7 : 14.9						7
貧困ビジネス規制条例	3 : 6.4	1 : 5.0	3 : 0.4			4 : 0.2	7
暴力団排除条例	47 : 100.0	1,701				1,701 : 97.7	1,748
ギャンブル等依存症対策条例	1 : 2.1						1
防犯カメラ条例	5 : 10.6	1 : 5.0	45 : 5.8	4	33 : 3.6	83 : 4.8	88
公衆浴場混浴年齢条例	47 : 100.0	20 : 100.0	65 : 8.4	23		108 : 6.2	155
ドローン規制条例	6 : 12.8		2 : 0.3		4 : 0.4	6 : 0.3	12
歩きスマホ防止条例	3 : 6.4		5 : 0.6	4		9 : 0.5	12
自転車安全利用促進条例	44 : 93.6	1 : 5.0	7 : 0.9	3		11 : 0.6	55
エスカレーター安全利用条例	3 : 6.4		5 : 0.6	4		9 : 0.5	12
飲酒運転根絶条例	11 : 23.4		10 : 1.3		13 : 1.4	23 : 1.3	34
水上オートバイ航行規制条例	18 : 38.3	1 : 5.0	6 : 0.8		2 : 0.2	9 : 0.5	27
山林火災予防条例			1 : 0.1			1 : 0.1	1
登山安全・遭難防止・スキー場安全条例	9 : 19.1				1 : 0.1	1 : 0.1	10
地震・震災対策条例	9 : 19.1	3 : 15.0	3 : 0.4	3		9 : 0.5	18
被災者・被災地支援・相互支援条例			9 : 1.2	3	2 : 0.2	14 : 0.8	14

その他 (7)

自治体 条例	都道府県	市区町村					合計
		指定都市	市	区	町村	計	
平和条例	1 : 2.1	4 : 20.0	22 : 2.8	2	7 : 0.8	35 : 2.0	36
拉致問題条例	2 : 4.3	1 : 5.0	1 : 0.1	2		4 : 0.2	6
地下鉄サリン事件条例				1		1 : 0.1	1
雪と冬の条例	3 : 6.4		18 : 2.3		5 : 0.5	23 : 1.3	26
ハロウィーン条例				2		2 : 0.1	2
マナー条例		4 : 20.0	13 : 1.7	1	4 : 0.4	22 : 1.3	22
笑いの条例	1 : 2.1						1

出典：地方自治研究機構「条例の動き」より筆者作成

表2 条例制定割合と制定自治体タイプ

単位：％

制定自治体 条例	都道府県			指定都市			市(区)			町村			市区町村計			制定自治体 タイプ
	1/2	1/4	1/10	1/2	1/4	1/10	1/2	1/4	1/10	1/2	1/4	1/10	1/2	1/4	1/10	
自治基本条例															23.3	市区町村
議会基本条例	68.1														57.2	都道府県・ 市区町村
(常設型単独)住民投票 条例						10.0										—
政治倫理条例			23.4		25.0		54.2(市区)				29.6			40.8		都道府県・ 市区町村
電子自治体・自治体DX 条例	100			90.0			68.9/ 91.3(区)				42.1			55.2		都道府県・ 市区町村
自治会加入条例					35.0				17.4(区)							都市
公契約条例			21.3			15.0	65.2(区)									都道府県・ 都市
財政運営・健全化条例			10.6													—
孤独・孤立防止条例			23.4			10.0			17.4(区)							都道府県
性の多様性条例			19.1			20.0	56.5(区)									都道府県・ 都市
ヘイトスピーチ条例						15.0										—
外国人条例						10.0										—
障害者差別解消条例	89.4				40.0											都道府県・ 大都市
誹謗中傷条例			12.8													—
バリアフリー・ユニバー サルデザイン条例	100				35.0				21.7(区)							都道府県・ 都市
新型コロナウイルス条例		34.0				10.0										都道府県
がん対策条例	89.4				40.0											都道府県・ 大都市
歯科保健条例	95.7						21.6(指定都市・市)、17.4(区)							13.9		都道府県・ 都市
認知症施策条例						10.0										—
受動喫煙防止条例		29.8				10.0										都道府県
手話言語条例	85.1						48.5(指定都市・市)、91.3(区)					15.8		31.6		都道府県・ 市区町村
ケアラー支援条例			17.0			10.0										—
子ども・子育て支援条例	63.8			60.0				26.1(区)	19.4						11.3	都道府県・ 都市
子ども権利条例					35.0			30.4(区)								都市
児童虐待条例		34.0			45.0											都道府県・ 大都市
いじめ防止条例			10.6						17.4(区)							—
学力向上・教育情報化・ 教育環境条例									13.0(区)							—
家庭教育支援条例			21.3													都道府県
青少年健全育成条例	97.9															都道府県
読書条例						10.0										—
文化政策条例	80.9				45.0											都道府県・ 大都市
スポーツ振興条例		44.7							13.0(区)							都道府県
動物園条例					25.0											大都市
脱炭素社会・地球温暖化 対策条例	51.1				35.0				17.4(区)							都道府県・ 都市
太陽光発電設備規制条例			19.1			15.0			20.6			15.3			17.5	都道府県・ 市
再生可能エネルギー利用 促進条例			17.0													—
太陽光発電設備建物設置 義務条例						10.0										—
プラスチック資源循環条 例			10.6													—
星空保全・光害防止条例			23.4			10.0										都道府県
水源地保全条例		42.6														都道府県

制定自治体 条例	都道府県			指定都市			市(区)			町村			市区町村計			制定自治体 タイプ
	1/2	1/4	1/10	1/2	1/4	1/10	1/2	1/4	1/10	1/2	1/4	1/10	1/2	1/4	1/10	
地下水保全条例	100													36.3		都道府県・ 市区町村
自動車ヤード・スクラップヤード・資材置場条例		25.5				10.0										都道府県
金属取扱業規制条例		36.2														都道府県
歴史的建築物保存活用条例					25.0											大都市
土砂埋立て(盛土)規制条例	63.8													21.7		都道府県・ 市区町村
地域公共交通条例						15.0										—
ごみ屋敷条例					35.0			34.8(区)								都市
マンション管理立地規制条例					25.0				21.7(区)							都市
民泊(住宅宿泊事業)条例		40.4		100			82.6(区)									都道府県・ 都市
希少野生生物保護条例	76.6					10.0										都道府県
外来種対策条例	55.3					15.0										都道府県
生物多様性条例						15.0										—
猫・動物餌やり禁止条例						20.0			17.4(区)							都市
鳥獣被害防止対策条例			12.8													—
ペット霊園規制条例									11.9							—
里山保全条例			21.3			10.0										都道府県
観光振興条例	72.3															都道府県
地域の特色や資源を活かす条例			14.9			20.0										大都市
地産地消・食のまちづくり条例		31.9														都道府県
農作物種子条例	72.3															都道府県
県産木材利用促進条例	53.2															都道府県
森林づくり条例		34.0														都道府県
水産振興条例			12.8													—
特殊詐欺条例			21.3													都道府県
盗撮行為条例	100															都道府県
客引き行為規制条例				65.0			56.5(区)									都市
犯罪被害者支援条例	100			80.0			49.2(市区町村)						49.6	都道府県・ 市区町村		
性犯罪・性暴力対策・子どもを犯罪から守る条例			14.9													—
暴力団排除条例	100												97.7			都道府県・ 市区町村
防犯カメラ条例			10.6						17.4(区)							—
公衆浴場混浴年齢条例	100			100			100(区)									都道府県・ 都市
ドローン規制条例			12.8													—
歩きスマホ防止条例									17.4(区)							—
自転車安全利用促進条例	93.6								13.0(区)							都道府県
エスカレーター安全利用条例									17.4(区)							—
飲酒運転根絶条例			23.4													都道府県
水上オートバイ航行規制条例		38.3														都道府県
登山安全・遭難防止・スキー場安全条例			19.1													都道府県
地震・震災対策条例			19.1			15.0			13.0(区)							都道府県
被災者・被災地支援・相互支援条例									13.0(区)							—
平和条例						20.0										大都市
マナー条例						20.0										大都市

出典：地方自治研究機構「条例の動き」より筆者作成

表7 条例と関係法律（制定率）

単位：％

自治	関係法律	地方公共 団体規定	都道府県	市区町村
自治基本条例			6.4	23.3
議会基本条例			68.1	57.2
（常設型単独）住民投票条例			0.0	4.3
政治倫理条例	資産公開法	○	23.4	40.8
多選禁止・自粛条例			4.3	0.3
公明・適正な選挙確保条例	公職選挙法	○	2.1	0.0
市長選挙公開討論会条例	公職選挙法		0.0	0.1
長・議員ハラスメント条例	政治分野男女共同参画法	○	6.4	6.1
カスタマーハラスメント条例	労働施策総合推進法	○	6.4	0.3
電子自治体・自治体DX条例	デジタル手続法	○	100.0	55.2
シティプロモーション条例			0.0	0.1
シビックプライド条例			0.0	0.2
自治会加入条例			0.0	2.6
移住促進条例			2.1	1.2
公契約条例			21.3	4.6
財政運営・健全化条例	地方財政健全化法		10.6	2.0
公共施設マネジメント条例			0.0	0.3
市民評価特別職給与反映条例			0.0	0.1
合計（18） 100.0	（7） 38.9	（5） 27.8	27.7	20.5

人権・生活・福祉	関係法律	地方公共 団体規定	都道府県	市区町村
孤独・孤立防止条例	孤独・孤立対策推進法	○	23.4	1.6
性の多様性条例	ジェンダーアイデンティティの多様性理解増進法	○	19.1	5.1
ヘイトスピーチ条例	ヘイトスピーチ法	○	8.5	0.3
外国人条例			6.4	0.4
障害者差別解消条例	障害者差別解消法	○	89.4	6.0
誹謗中傷条例			12.8	0.8
バリアフリー・ユニバーサルデザイン条例	バリアフリー法	○	100.0	2.0
新型コロナウイルス条例	新型インフルエンザ特措法		34.0	3.3
がん対策条例			89.4	2.2
歯科保健条例	歯科口腔保健法	○	95.7	13.9
認知症施策条例	認知症基本法	○	2.1	1.5
受動喫煙防止条例	健康増進法	○	29.8	3.1
手話言語条例			85.1	31.6
ケアラー支援条例	子ども・若者育成支援推進法	○	17.0	1.4
ひきこもり支援条例			4.3	0.3
成年後見制度条例	成年後見制度利用促進法	○	0.0	1.0
人生会議条例			6.4	0.0
終活支援条例			0.0	0.1
遺留金取扱条例			0.0	0.1
更生支援条例	再犯防止推進法	○	2.1	0.2
就労困難者就労支援条例			6.4	0.1
養育費条例	民法		0.0	0.1
エシカル消費条例	消費者教育推進法	○	8.5	0.1
食育・朝ごはん条例	食育基本法	○	8.5	0.8
合計（24） 100.0	（15） 62.5	（13） 54.2	31.1	2.8

子ども・教育・文化	関係法律	地方公共 団体規定	都道府県	市区町村
子ども・子育て支援条例	子ども・子育て支援法	○	63.8	11.3
子ども権利条例			8.5	4.4
児童虐待条例	児童福祉法	○	34.0	2.1
いじめ防止条例	いじめ防止対策推進法	○	10.6	3.6
不登校対策条例			2.1	0.0
学力向上・教育情報化・教育環境条例			0.0	0.5
家庭教育支援条例	教育基本法	○	21.3	0.3
青少年健全育成条例			97.9	3.4
若者条例			4.3	0.7
読書条例	子どもの読書活動推進法	○	6.4	0.9
文化政策条例	文化芸術基本法	○	80.9	8.7
スポーツ振興条例	スポーツ基本法	○	44.7	2.7
ほめる条例			0.0	0.9
ゲーム依存症条例			2.1	0.0
動物園条例			2.1	1.4
合計 (15)	(7)	(7)		
100.0	46.7	46.7	37.4	4.2

環境・まちづくり	関係法律	地方公共 団体規定	都道府県	市区町村
SDGs 条例			0.0	0.5
脱炭素社会・地球温暖化対策条例	地球温暖化対策推進法	○	51.1	1.8
太陽光発電設備規制条例			19.1	17.5
再生可能エネルギー利用促進条例	再生可能エネルギー電気利用促進法		17.0	2.0
太陽光発電設備建物設置義務条例	建築物エネルギー消費性能向上法		6.4	0.2
再生可能エネルギー発電設備法定外税条例			4.3	0.1
プラスチック資源循環条例	プラスチック資源循環促進法	○	10.6	0.2
レジ袋条例	容器包装リサイクル法	○	0.0	0.4
食品ロス条例	食品ロス削減推進法	○	6.4	0.5
星空保全・光害防止条例			23.4	1.0
水源地保全条例			42.6	0.2
水道水源保護条例			6.4	1.4
地下水保全条例			100.0	36.3
散骨規制条例			0.0	0.9
自動車ヤード・スクラップヤード・資材置場条例			25.5	0.9
金属取扱業規制条例	盗難特定金属製物品処分防止法		36.2	0.0
無電柱化推進条例	無電柱化推進法	○	2.1	0.2
歴史的建築物保存活用条例	文化財保護法	○	2.1	1.5
土砂埋立て(盛土)規制条例	盛土規制法	○	63.8	21.7
地域公共交通条例	地域交通活性化再生法	○	2.1	0.8
歩くまちづくり条例			0.0	0.3
ごみ屋敷条例			0.0	1.8
マンション管理立地規制条例			2.1	0.9
民泊(住宅宿泊事業)条例	民泊法	○	40.4	6.1
放射性廃棄物条例	特定放射性廃棄物最終処分法		2.1	2.2
希少野生生物保護条例	種の保存法		76.6	2.0
外来種対策条例	外来生物法		55.3	1.3
生物多様性条例	生物多様性基本法	○	4.3	0.4
猫・動物餌やり禁止条例			6.4	2.9
鳥獣被害防止対策条例	鳥獣被害防止特措法	○	12.8	0.3
ペット霊園規制条例			0.0	6.9
里山保全条例			21.3	1.0
鳥インフルエンザ発生予防・まん延防止条例	家畜伝染病予防法	○	2.1	0.0
合計 (33)	(18)	(12)		
100.0	54.5	36.4	16.5	2.8

産業・地域活性化	関係法律	地方公共 団体規定	都道府県	市区町村
観光振興条例	観光立国推進基本法	○	72.3	2.2
オーバーツーリズム対策条例			4.3	0.2
物流基盤強化条例			2.1	0.0
地域の特色や資源を活かす条例			14.9	4.1
地産地消・食のまちづくり条例	六次産業化・地産地消法	○	31.9	4.3
農作物種子条例			72.3	0.0
和牛遺伝資源保護条例	家畜遺伝資源不正競争防止法		2.1	0.0
県産木材利用促進条例	木材利用促進法	○	53.2	0.5
森林づくり条例	森林・林業基本法	○	34.0	1.8
水産振興条例			12.8	0.2
知的財産・地域ブランド育成保護条例			6.4	0.0
合計 (11)	(5)	(4)		
100.0	45.5	36.4	47.9	2.2

安全・安心	関係法律	地方公共 団体規定	都道府県	市区町村
特殊詐欺条例			21.3	0.3
盗撮行為条例	性的姿態撮影等処罰法		100.0	0.0
客引き行為規制条例	風営法		2.1	2.8
犯罪被害者支援条例	犯罪被害者等基本法	○	100.0	49.6
性犯罪・性暴力対策・子どもを犯罪から守る条例			14.9	0.0
貧困ビジネス規制条例	社会福祉法	○	6.4	0.2
暴力団排除条例			100.0	97.7
ギャンブル等依存症対策条例	ギャンブル等依存症対策基本法	○	2.1	0.0
防犯カメラ条例			10.6	4.8
公衆浴場混浴年齢条例	公衆浴場法	○	100.0	6.2
ドローン規制条例	航空法・小型無人機等飛行禁止法		12.8	0.3
歩きスマホ防止条例			6.4	0.5
自転車安全利用促進条例			93.6	0.6
エスカレーター安全利用条例			6.4	0.5
飲酒運転根絶条例	道路交通法等		23.4	1.3
水上オートバイ航行規制条例	船舶職員・小型船舶操縦者法		38.3	0.5
山林火災予防条例	消防法	○	0.0	0.1
登山安全・遭難防止・スキー場安全条例			19.1	0.1
地震・震災対策条例	各種地震対策関連法		19.1	0.5
被災者・被災地支援・相互支援条例	災害救助法	○	0.0	0.8
合計 (20)	(12)	(6)		
100.0	60.0	30.0	34.8	9.5

その他	関係法律	地方公共 団体規定	都道府県	市区町村
平和条例			2.1	2.0
拉致問題条例	拉致関連法	○	4.3	0.2
地下鉄サリン事件条例			0.0	0.1
雪と冬の条例			6.4	1.3
ハロウィーン条例			0.0	0.1
マナー条例			0.0	1.3
笑いの条例			2.1	0.0
合計 (7)	(1)	(1)		
100.0	14.3	14.3	4.3	0.2

条例数 (全体)	関係法律	地方公共 団体規定	都道府県	市区町村
128	65	48		
100.0	50.8	37.5	29.3	5.6

出典：筆者作成

(みの やすし 香川大学名誉教授／香川県地方自治研究センター理事長)

キーワード：条例と行政運営の乖離／条例制定の適格性／「いまいち広がり欠ける」条例／
「取っ付きにくい性格」の条例／「自治体資源」の限界